

歯科材料 0 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用エム製研磨材 (70903000)
マルチラバーポイント

【形状・構造及び原理等】

概要 ・ 本材は、歯冠修復物や補綴物の研磨に用いられる。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社名城ラボ・マルチ化学研究所

形状 ・ 円柱状：直径 25mm、作業部の長さ 20mm

☎ 0 5 2 - 9 1 5 - 1 3 6 9

原理 ・ 歯科用ハンドピース等に装着し、回転により被研削物等を研削する。

【使用目的又は効果】

本材は、歯冠修復物や補綴物の研磨に用いられる。

【使用方法等】

歯科用駆動装置及びハンドピース又は歯科技工用回転機器に装着し、回転させ、ソフトタッチで断続的に被研削物に押し付けて、研磨します。

【使用上の注意】

①本材を扱う場合、粉塵による人体の影響を避けるため、局所集塵装置又は公的機関が認可した防塵マスク等を使用して下さい。

②過度の回転数を超えて、使用しないこと。

③損傷、変形のあるものは使用しないこと。

④本材は、歯科用研磨器材の用途以外は使用しないこと。

⑤本材は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

⑥目の損傷を防ぐために、保護メガネ等を使用してください。

【保管方法及び有効期間等】

①水分、腐食性薬剤及びその蒸気の曝露を避けて、外圧及び汚染を受けないように保管してください。

②本材は、歯科医療有資格者以外が触れないように適切に保管、管理して下さい。